

平成31年度 タクシー事業者向け 多言語対応端末等導入補助事業のご案内

東京都及び（公財）東京観光財団は、外国人旅行者が快適な東京観光を楽しめる受入環境を整備するため、都内タクシー事業者を対象とした多言語対応及び決済に活用できるタブレット端末等の導入経費の補助事業を実施することにより、平成31年度も引き続き支援を行います。

1 補助対象者

東京都内で事業を営むタクシー事業者

（道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業者）

2 補助対象経費

- ① 多言語及び決済機能を有するタブレット端末等の新規導入に係る経費
- ② 上記①のタブレット端末等を車両に設置するために必要な器具購入費及び工賃

3 補助要件等

<補助対象タブレット端末等>

以下を満たすもの。

- ・ タクシードライバーと利用者が、多言語により行き先や運賃の支払方法等に係るコミュニケーションを図ることができる機能を有するもの
- ・ 日本語と、英語・中国語・韓国語を含む3言語以上の翻訳が可能であるもの
- ・ 音声又はテキスト表示により、コミュニケーションが可能であるもの
- ・ 運賃の支払について、スマートフォン対応の決済機能、IC対応クレジットカード対応の決済機能、交通系ICカード対応の決済機能のいずれかの機能を有するもの
- ・ 下記の補助対象車両に設置されていること

<補助対象車両>

補助対象者が使用し、都内に使用の本拠の位置があり、補助対象タブレット端末等を設置するタクシー車両（ハイヤーを除く）で、以下のいずれかの要件を満たすもの。

- ① 標準仕様ユニバーサルデザインタクシー車両
- ② 東京観光タクシー認定ドライバーが主として乗車する車両
- ③ 東京都地域通訳案内士が主として乗車する車両
- ④ 全国通訳案内士が主として乗車する車両
- ⑤ ホスピタリティタクシー乗務員が主として乗車する車両

※②～⑤については、認定等されているタクシードライバーの人数に0.4を乗じた数（小数点以下の端数切上げ）を上限車両台数とする（ただし、複数該当者は②～⑤のいずれか一つの算定基礎とする）。

※補助対象車両には、現に使用している車両のほか、発注している車両も含めることができる。

【お問合せ先（補助金交付申請書提出先）】

（公財）東京観光財団 地域振興部 観光インフラ整備課
〒162-0801 東京都新宿区山吹町 346-6 日新ビル2階
【電話】03-5579-8463

4 補助率等

補助対象経費の1/2【補助上限額：交付申請する補助対象車両台数×5万円】

5 申請方法

補助金交付申請書を作成し、見積書等の必要書類を添付して、
(公財)東京観光財団 地域振興部 観光インフラ整備課 まで、
郵送又は持参により提出してください(提出先住所等は、チラシ表面の下に記載)。

※補助対象者、補助対象経費、補助要件等の詳細は、補助金交付要綱・要領を御確認ください。

※補助金交付要綱・要領、申請様式等は、東京観光財団 HP からダウンロードできます。

URL : <https://tcvb.or.jp/jp/project/infra/taxi/index.html>

6 申請書提出期限

2020年3月31日(火)まで

※郵送の場合、3/31までの消印有効

※持参の場合〔受付時間：9時～12時、13時～17時 ※土・日・祝日・12/29～1/3を除く〕

◆ 補助金申請手続きの流れ(概要)

